

(組織及び任期)

**第3条** 検討会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者及び団体のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係団体
- (3) 産業関係団体
- (4) 自治会
- (5) 一般公募
- (6) その他特に町長が必要と認める者

3 委員の任期は、検討対象普通財産の利活用に関する調査、検討が終了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報償)

**第7条** 検討会の委員にかかる報償は、別表のとおりとする。

別表 (第7条関係)

区分	金額 (1回当り)	備考
第3条第2項第1号で定める委員	22,000円	ただし役職上報償を受領できない者を除く。
第3条第2項第2号から6号で定める委員	3,000円	半日間